

## 参 考 資 料

### 經濟審議會部会・小委員會報告

1. 企画・公共部会報告
2. 国民生活部会報告
3. 地域・産業部会報告
4. 国際經濟部会報告
5. 社会資本小委員會報告

## 附 録

1. 機 構 図
2. 經濟審議會部会・委員會・小委員會名簿

# 企画・公共部会報告

## 企画・公共部会報告

### 目 次

I. 我が国の位置付けと課題	57
1. 世界の中の位置付けと課題	57
2. 歴史的な位置付けと課題	57
II. 政策運営の基本方向	59
1. 内需主導型経済構造への転換・定着	59
2. 経済社会の枠組みの見直し	59
3. 「世界とともに生きる日本」	60
4. 新たなフロンティアの開拓	61
III. 財政・金融政策の在り方	62
1. 財政運営	62
2. 税制改革	62
3. 金融政策	64
IV. 構造調整過程の経済の姿	66
1. 経済活動の成果に見合った豊かさの享受	66
2. 国際的に調和のとれた対外均衡の達成	67
3. ミスマッチの是正による雇用の安定	68
4. 物価は価格構造の是正へ	68
5. 国内の貯蓄超過は縮小へ	68
V. 経済計画の基本的役割とその実施	70
1. 経済計画の性格と役割	70
2. 経済計画の実施と情勢の変化への弾力的対応	70
参考資料	72

# I. 我が国の位置付けと課題

## 1. 世界の中の位置付けと課題

(1) 1980年代の世界経済は、対外不均衡の拡大、累積債務問題の顕在化等によって不安定性が高まっている。これを放置するならば世界経済の持続的・安定的成長は脅かされることとなる。今後、計画期間の5か年間は、我が国はもとより世界的レベルで経済構造調整が求められている時期にあたる。近時、アメリカの双子の赤字が縮小に向かう等、一部に改善の兆しもみられることから、今後、世界的な構造調整の動きを確実に定着させていく必要がある。

(2) また、長期的にみると、戦後の国際経済システムは、アメリカの経済面における優位性の低下に伴い変貌を余儀なくされており、各国の協力による新たなシステムの構築が求められている。

(3) このような中で、我が国は、現在までにGNPでみた経済規模では世界経済の1割を超えるシェアを占め、また、近年大幅な経常収支黒字を続け、世界最大の純債権国となるに至っている。我が国の経済力は、国民が日頃意識している以上に大きなものとなっている。我が国は、今、この巨大な経済力を用いて、国際社会の中でどのように行動し、世界に貢献しようとしているのかが問われ、また、その経済力に見合った責務を果たすことを求められている。

(4) 我が国経済は、平和の下、世界経済の持続的・安定的成長によってのみ、その発展が得られる。同時に、我が国の行動が世界経済に影響を与える。このため、各国と協調しつつ構造調整を進め、早急に対外不均衡を縮小するとともに、経済、文化、技術等各方面において積極的に世界への貢献を高めるよう努力を払う必要がある。

## 2. 歴史的な位置付けと課題

(1) 我が国は、戦後40余年にわたる平和の時代を通じて飛躍的な発展を遂げた。我が国の一人当たり所得は、ドルベースで見ると世界最高水準に達したのをはじめ、健康、

教育、治安等国民生活の面においても歴史上かつてない豊かで安全な社会を実現した。我が国は、経済社会の各面において基本的には良好な成果を示している。

(2) しかし、世界最高水準に到達した経済力が必ずしも国民一人一人の生活にいかしきられておらず、国の経済力の高さと国民の生活実感との間にギャップがみられる面も少なくない。また、国土構造の面では、人口や経済活動の東京圏への一極集中傾向が強まり、東京と地方との格差が拡大している。このため、豊かさをより実感できる国民生活の実現を目指すとともに、東京圏への過剰な依存から脱却し、地域経済の均衡ある発展を図ることが喫緊の課題となっている。

(3) さらに、より長期的な視点から21世紀を展望すると、我が国は、今後、欧米にも例を見ない未曾有の高齢化社会を迎えることになる。国民生活の面では、労働時間の短縮、価値観の多様化等が進む中で、人々はゆとりを求める傾向をより強めると考えられる。一方、産業面においては、知識・サービス産業等の比重が一層高まる。こうした価値観の変化、知識、情報等ソフトな要素の高まりに対応し得る新しいシステム作りが重要な課題となる。

(4) これらの傾向は、時代の必然的な流れと考えられるが、そうした中で、我が国を停滞した社会にしてはならない。この計画期間は、我が国経済社会の当面の構造調整期であると同時に、21世紀をも展望し、引き続き経済社会の活力を維持・培養するための発展基盤を築く時期でなければならない。

## II. 政策運営の基本方向

### 1. 内需主導型経済構造への転換・定着

(1) 我が国の経済社会は、当面、3つの課題の解決を求められている。第1は、大幅な対外不均衡を是正し、世界に貢献していくことである。第2は、経済力と生活実感の乖離を是正し、豊かさを実感できる国民生活を実現することである。さらに第3には、東京圏への過剰な依存から脱却し、地域経済社会の均衡ある発展を図ることである。

(2) これらの課題解決の方向は、相互に矛盾するものではない。豊かさを実感できる国民生活の実現と地域経済社会の均衡ある発展を図ることにより我が国の需要構造が変革され、内需主導型経済構造への転換・定着が図られる。これによってはじめて対外不均衡の持続的な是正が可能になる。したがって、我が国経済が直面する3つの課題は、内需主導型経済構造への転換・定着を実現することによって同時に達成すべきものであり、かつ、達成し得るものである。

### 2. 経済社会の枠組みの見直し

(1) 内需主導型経済構造への転換・定着を実現するための基本的方策は思いきった構造調整の推進である。構造調整は、経済社会の制度・仕組み、従来の発想を大胆に変革するとともに、財政の資源配分機能を十分に活用することによって実現される。

(2) 今日の経済社会を規律している制度や仕組みの沿革を溯ると、その基本は、大別して、

- ① 近代国家の骨格が形成された明治期以来約100年に及ぶもの（内閣制度、地方制度、学校制度等）
- ② 戦時から戦後に至る統制経済下や経済民主化のための改革期に作られたもの（食管制度、農地制度、税制等）
- ③ 主として高度成長期に導入されたもの（政策金融、各種補助金、地域開発・都市整備のための制度等）

等がある。これらの中には、その後の経済社会の急激な変化に十分対応しきれず、時代の要請に適合しなくなったものもみられる。こうした制度・仕組みについては、慣行や制度運用の実態をも含め総合的に見直し、改革を進める。

(3)-規制緩和は、制度改革の一環として、かつ、その中心をなすものとして、特に強力に推進する。このため、

- ① 国民の多様化した需要に対応した供給構造の変革を推進し、これまでに達成した経済成長の成果を国民生活にいかす観点から、流通や物流に係る規制や各種の価格規制を見直す。
- ② 市場原理を基本としつつ産業構造調整を円滑に進めるとともに、地域活性化を図るため、業際的な分野、生産性の低い分野等における規制緩和を図る。
- ③ 市場アクセスの改善を一層進めるため、輸入制限、基準・認証、輸入プロセス等について見直す。

これにより、内外に透明性があり、実質的にみても公正かつ自由な事業機会と競争条件を確保する。

(4) 国・地方を通ずる行政改革の推進により、行政をこれからの時代にふさわしいものに作りかえていくことは、引き続き重要な課題である。今後とも、様々な側面で公的部門の果たすべき役割は大きい。行政の役割を見直し、簡素化、効率化を図ることにより、公的部門の肥大化を抑制しつつ、新たな行政課題に対応する。

(5) これらの制度改革の過程は、痛み、負担を伴うが、これは、我が国が今後とも発展していくために進んで切り拓くべき道である。

### 3. 「世界とともに生きる日本」

(1) 世界の繁栄と日本の発展は密接不可分であり、あらゆる課題について、「世界とともに生きる日本」という視点に立って政策運営を行っていくことが重要である。経済協力、資金還流等対外政策によって世界に貢献するのみならず、産業政策の展開、労働時間の短縮、税制の改革等、国内政策を進めるに当たっても、世界的視点を十分踏まえて対処する必要がある。

(2) もとより、「世界とともに生きる日本」という視点は、我が国経済社会の特質を否定するものではない。歴史に培われた創造的な文化、心の豊かさを求める価値観等は、今後とも重視していくべきものであり、これが国際社会において一層理解されるよう努めるとともに、他国の文化や価値観に対する理解を深めることが真の国際化に通ずる。

#### 4. 新たなフロンティアの開拓

(1) 産業構造における物財生産部門の比重の低下、労働時間の短縮やゆとり・やすらぎ志向、未曾有の高齢化社会の到来等の流れに直面して、産業の空洞化や経済社会の活力減退を懸念する声も聞かれる。

(2) しかし、

- ① 経済社会の制度、仕組みの大胆な変革による経済社会の活性化、
- ② 自由時間の増大、人生80年時代への対応、価値観の多様化等を通ずる新しい文化や生き方の展開、
- ③ 基礎研究の充実等を通じた技術革新や情報化の成果を生かした産業の新たな発展分野の創出

等によって、国内の経済社会活動に内なるフロンティアが新たに生み出されることが期待される。

(3) また、世界に向かっては、従来のモノ中心の量的な関係のみにとどまらず、経済、文化、技術等多方面にわたって世界との交流、世界への貢献を増大させることが、我が国経済社会の持つ潜在的活力の新たな発揮・展開をもたらすこととなる。

### III. 財政・金融政策の在り方

#### 1. 財政運営

##### (1) 財政の資源配分機能の活用

- ① 大幅な対外不均衡を抱え、かつ、国民生活の豊かさを追求すべき我が国にとって、構造調整を推進し、内需主導型経済構造への転換・定着を図ることが急務となっている。その実現に当たっては、規制緩和、労働時間短縮等大胆に制度や仕組の変革を進め民間活力を發揮させるとともに、財政面においても、内需の持続的拡大に配慮する観点から、構造調整につながる公的財・サービスを重点的に供給する必要がある。
- ② 更に、高齢化社会の到来を控え、21世紀に至る期間は国民が真に必要とする資産を着実に蓄積していくべき貴重な期間であり、また、今後我が国の国際的貢献が増大することを考えると、民間活力の活用とともに財政の役割が期待される。
- ③ このため、財政による資源配分機能を十分に活用することが重要である。

##### (2) 財政改革の推進

- ① 今後の経済社会情勢の変化に財政が弾力的に対応していくためには、財政の対応力を回復することは緊要な課題である。
- ② 50年代後半以降の歳出・歳入両面にわたる見直し、合理化の財政改革の努力等の結果、公債依存度及び特例公債依存度は低下してきている。
- ③ しかし、公債残高は累増しており、その対GNP比や利払費の対一般会計歳出比は依然として高い水準にある。更に、最近の税収の好調は近年の株式・土地取引の活発化に支えられた面もある他、歳出面では財政支出の繰延べ措置等がとられていることもあって、財政は必ずしも表面的な姿ほど改善されていない面もみられる。このため、引き続き財政改革を推進することとし、特に、経常的経費は経常的収入によって賄うとの原則の確立に向け努力する必要がある。

(3) このような観点から、今後の財政運営に当たっては、財政再建と内需拡大の両立を目指す。以下の諸点を計画期間中における基本方針とするとともに、経済状況の変

動に応じ適切かつ機動的な運営に努める。

歳出面においては、

- ① 投資的経費については、従来の慣行にとらわれることなく資金の重点配分及び効率的実施を図りつつ、NTT株式の売却収入の活用等によりバランスのとれた社会資本の着実な整備の促進を図る。なお、本格的な高齢化社会の到来を控え、次世代に過度の負担を課すことのないよう配慮する。

また、社会資本の整備に当たっては民間活力の活用を積極的に図る。

- ② 社会保障費については、高齢化に伴い中長期的には増大するものと見込まれることから、引き続き給付と負担のあり方を含め制度の見直し・合理化を進める。また、需要の多様化に対応しつつ、民間部門の活用等の工夫を行う。
- ③ その他の経常的経費については、国際貢献の拡大等に伴う財政需要に適切に対応しつつ、制度の見直し・合理化により総額を引き続き極力抑制する。

財源調達面においては、

- ① 昭和65年度までに特例公債依存体質からの脱却に努める。
- ② 公債依存度については、計画期間を通じてその引下げに努める。
- ③ 高齢化社会への移行、国際的責任の増大等により、国民負担率は、現行制度の下においては、21世紀初頭には4割を上回るものと考えられるが、計画期間中、その上昇は極力抑制する。

(4) 地方財政については、多極分散型国土の形成、地域の活性化を図る上で重要な役割を果たし得ると考えられ、そのため地方団体間の財政力格差を改善し、財政調整を強化する方策を検討する。また、国、地方間の機能分担及び費用負担の在り方を見直し、本来地方が行うべき事務事業については、地方の自主性・自律性を高める見地から地方に権限を委譲するとともに、その補助金等については一般財源措置への移行等を図る。

## 2. 税制改革

現行税制の下、近年、税収に占める所得税、とりわけ給与所得に対する税負担のシェアが高まり、他方、消費のサービス化・多様化の進展等の下で個別消費税制度をとる間接税のシェアが低下してきている等の歪みがみられる。こうした歪みの中で納税者の重税感、不公平感が高まってきている。今後、高齢化が進展する中でこうした傾

向は一層強まるものと見込まれる。こうした点を踏まえ、税制改革に当たっては、高齢化の進展や経済社会の一層の国際化に対応しつつ、経済の活力を維持していくために、課税の公平、中立、簡素の基本原則の下に現行税制を抜本的に見直すことが急務である。その際、次の点に配慮する。

(1) 勤労所得等への負担の偏りを避け、税体系全体としての実質的な公平を確保する観点から、所得の稼得段階とともに消費の段階等においても応分の負担を求める等、所得、消費、資産等の間で均衡がとれた税体系を構築する。

(2) 税負担の公平を確保するとともに、経済の活性化を図るため、税制の各面において、課税ベースの拡大と税率の引下げを図る。

(3) 税制の各般の検討に当たり、経済社会の一層の国際化への対応に配慮する。

(4) 全体としての租税負担率の上昇を目指すことなく税制改革を行う。

### 3. 金融政策

(1) 資金循環構造の変化、家計・企業等の金利選好意識の高まり、国際的取引の拡大等が進む中で、今後とも内外の各経済主体の金融サービスに対する需要の多様化に応じて金融の自由化・国際化を進める。これにより我が国が国際金融センターとして成長することは、世界的な金融の効率化に資すること等を通じて国際的な貢献にもつながる。このため、短期金融市場の整備・拡充、社債市場の活性化、預金金利の一層の自由化、金融制度の在り方についての検討等を推進する。

(2) 金融の自由化・国際化、金融・資本市場のグローバル化に伴い金利リスク、為替リスクをはじめ様々なリスクが高まるのに対応して、リスクヘッジ手段の整備・拡充及び金融機関の自己資本充実を図る。また、市場原理を尊重しつつ、債券・株式・為替の相場の過度な変動が実体経済に悪影響を及ぼすことのないよう留意する。

(3) 計画期間中の金融政策については、通貨価値の安定を基本としつつ、内需中心の経済成長や対外不均衡の改善にも配慮し、適切かつ機動的に運営していく。また、近

年急拡大しているオープン市場における金融調節の有効性を高めるよう引き続き努める。

## IV. 構造調整過程の経済の姿

1980年代後半の我が国経済は、急速に構造調整過程を辿りつつある。しかし、これまでの構造調整の進展には、急速に進んだ円高の効果による部分が大きいとみられる。構造調整の努力は、今後も中期的に粘り強く続けなければならないが、今後、円レートが安定的に推移することを前提とすると、今後とも構造調整を進めるためには一層の制度改革と発想の転換を必要とする。

このため、規制緩和の推進、労働時間の短縮、海外生産の増加等、構造調整のための各般の努力が強力に進められることを想定すると、計画期間中における我が国経済は、構造調整過程に特徴的な以下のような姿を示すものと見込まれる。

### 1. 経済活動の成果に見合った豊かさの享受

(1) 我が国経済は、第2次石油危機後の昭和50年代後半、輸出に主導された成長を示した。昭和50年代後半（昭和55～60年度）の平均成長率は4.0%であったが、これを内外需別の寄与度で見ると、内需が約3%、外需が約1%と、外需の比率が高いものであった。

しかし、昭和61年度以降、円レートが大幅に上昇する中で、成長パターンは大きく変化し、内需の寄与度は高まったが、外需の寄与度はマイナスに転じた。

(2) 計画期間においては、対外不均衡を是正すると同時に、国民生活の質を画期的に向上させるため、構造調整を円滑に進め、内需主導による適度な成長路線を定着させる。このため、内需は近年に比べ伸びを高める一方、外需は輸入の増大を主因として減少を続ける。

内需が成長率を上回って増加し、国際収支が均衡に向かうことは、国民の立場からすると、生産（GNP）の伸び以上に豊かさが増大し、経済活動の成果に見合った豊かさを享受し得る過程といえる。

(3) もとより、こうした状況は、長期にわたって継続し得るわけではなく、構造調整期において、対外不均衡を国際的に調和のとれたものに縮小していく過程において可能となる過渡的な現象である。従って、今後の構造調整期においては、本格的な高齢

化社会の到来する21世紀に向けて、高い貯蓄率・投資余力の活用を図る観点から、民間活力の活用を含む工夫をこらしつつ、住宅・社会資本をはじめとした実物資産のほか、研究開発ストック、居住環境、自然環境等をも含めた国民的資産の形で次代に引き継ぐことが重要である。

(4) 計画期間においては、内需は全体として従来以上の伸びを示す中で、投資の伸びが消費の伸びを上回るものと見込まれる。計画期間中の膨大な総投資額を安定的な経済社会の基盤として重点的に活用し、良質な国民的資産の形成に振り向けていくことが求められる。

(5) 主要国の政策協調が進められ、世界経済が安定的に推移することを前提とし、また、各般の構造調整施策が講ぜられるならば、我が国の内需は近年に比べ伸びを高め、その実質成長寄与度は計画期間平均で4¼%程度と見込まれる。

他方、外需については、世界経済の動向や諸外国の政策運営によって影響を受ける面もあるものの、構造調整効果の浸透等に伴い、輸出等の伸びは緩やかなものにとどまる一方、輸入等はかなりの伸びを続けると見込まれる。このため、外需の実質成長寄与度は、計画期間中、マイナスを続けるものと見込まれる。

(6) この結果、計画期間中の実質経済成長率は、年平均3¼%程度と見込まれる。これは、昭和50年代後半の平均を幾分下回るが、内需の寄与度をみれば大幅に上回っており、より多くの豊かさを国民が現実享受できる安定成長といえる。名目成長率については、物価の安定を背景として、年平均4¼%程度と見込まれる。

## 2. 国際的に調和のとれた対外均衡の達成

(1) 構造調整を推進し、内需主導型成長への転換・定着が進むのに伴い、経常収支の黒字は減少するものと見込まれる。経常収支黒字の対GNP比は、61年度の4.5%をピークに、その後着実に減少し、62年10~12月期には3.1%に低下した。今後とも、米国が財政赤字の削減に努めるなど国際的な政策協調の強化とあいまって、最近における経常収支黒字の対GNP比の低下傾向が持続するよう努める。

(2) 計画期間中、経常収支黒字の対GNP比は着実な縮小過程を辿るとしても、対外

純資産はなお蓄積することに留意する必要がある。

### 3. ミスマッチの是正による雇用の安定

(1) 構造調整過程においては、労働時間の短縮が進み、就業者一人一人の生活にはゆとりが生み出されるが、他方、産業構造の転換等に伴い、産業、職業、地域、年齢毎の労働需給の不適合が増大する。

(2) このため、内需主導型成長の実現に努めるとともに、需給の実態に応じたきめ細かな総合的雇用対策を講ずることによって、昭和67年度の完全失業率について、2½%程度を目安として、できるかぎり低くするよう努める。

### 4. 物価は価格構造の是正へ

(1) 構造調整過程における物価については、その上昇率のみならず、国際的にみた我が国の価格水準に注目する必要がある。市場アクセスの一層の改善等により、輸入、特に製品輸入の拡大を図り、また、規制緩和や生産性向上のための格段の努力を行うことによって、内外価格差を縮小し、国民の納得の得られる物価水準の実現を目指す。

(2) 今後、原油・一次産品の価格や賃金コストは安定的に推移するものと予想されることから、上記の価格構造の是正を強力に進め、物価の安定に努めることによって、消費者物価については、計画期間中の年平均上昇率を1½%程度にとどめることを目安とする。卸売物価については、計画期間中、おおむね横ばいで推移するものと見込まれる。

### 5. 国内の貯蓄超過は縮小へ

民間部門においては、物価の安定、自由時間の増大等に伴う消費行動の変化などから家計の貯蓄率は低下するとみられる。他方、企業は、技術革新・情報化の新しい成果等をいかして高水準の投資を続けることから、民間部門全体としては貯蓄超過幅はかなり縮小すると見込まれる。国内部門全体としても貯蓄超過幅は、計画期間中縮小に向かうものと想定される。

表. 計画期間における主要経済指標

	計画期間平均
実質経済成長率	$3\frac{3}{4}\%$ 程度
うち、内需寄与度	$4\frac{1}{4}\%$ 程度
名目経済成長率	$4\frac{3}{4}\%$ 程度
消費者物価上昇率	$1\frac{1}{2}\%$ 程度
卸売物価上昇率	0%程度
完全失業率	$2\frac{1}{2}\%$ 程度 (最終年度)

(注) 内外諸情勢には流動的要素が多いこと等から、上記の諸数値は、ある程度の幅をもって考えられるべきである。

## V. 経済計画の基本的役割とその実施

### 1. 経済計画の性格と役割

(1) 我が国経済は世界に大きな比重を占め、多くの課題を抱えつつ、21世紀を間近に控え曲がり角にさしかかっている。従来以上に中長期的な指針を必要としている。

(2) 経済計画の策定は、政府においてこのような指針を検討する上で、最も重要な機会である。しかし、経済計画の役割が国民に十分理解されるためには、時代の要請に合致したものとするよう一層の努力が求められている。

(3) 経済計画がこのような役割を果たすためには、次のような要請に応えるものでなければならない。

- ① 目先の問題の解決にとらわれず、中長期的な視点に立って、我が国が目指すべき発展の道を示すこと。
- ② 個別の利害関係にとらわれず、広い視野から、制度・仕組みをも大胆に変革していくこと。
- ③ 種々の制約を把握しつつ、全体的整合性の視点から実現可能な政策体系と政策の重点を示すこと。
- ④ 刻々に変化していく内外環境条件に柔軟に対応し得ること。
- ⑤ 「世界とともに生きる日本」という視点から、国際社会において理解の得られること。

### 2. 経済計画の実施と情勢の変化への弾力的対応

(1) 新計画は、その実効性を確保するため、内外諸情勢の変化に弾力的に対応するとともに、計画に掲げる政策の実効性ある推進を図る必要がある。このため、毎年、経済審議会は、内外経済情勢及び施策の実施状況を点検し、その後の政策運営の在り方につき、政府に報告するものとする。

(2) 我が国を取り巻く諸情勢に急激な変化が生じた場合、または、その発生が予想さ

れる場合には、経済審議会は、随時、この計画に示した展望を見直すとともに、我が国がとるべき方策について提言する。